

掛川市条例第17号

掛川市排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>(指定工事店の指定)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p><u>オ</u> 法人にあっては、その代表者がアからエまでのいずれかに該当する場合</p> | <p>(指定工事店の指定)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p><u>オ 掛川市暴力団排除条例（平成24年掛川市条例第27号）第2条第3号の暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められる場合</u></p> <p><u>カ</u> 法人にあっては、その代表者がアからオまでのいずれかに該当する場合</p> |

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市排水設備指定工事店条例の規定は、この条例の施行の日以後における申請に係る指定工事店の指定から適用し、同日前における申請に係る指定工事店の指定については、なお従前の例による。